

社会福祉法人桐生療育双葉会訪問介護ふたば運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人桐生療育双葉会が開設する訪問介護ふたば（以下、「事業者」という。）が行う指定訪問介護、又は第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要支援、および要介護状態にあると認定された利用者、又はサービス事業対象者（以下、「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業者は、介護保険法等の主旨にそって、利用者の意思及び人格を尊重し、指定訪問介護計画、又は第一号事業サービス計画に基づき、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他生活全般にわたる支援を行います。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 訪問介護ふたば
- 二 所在地 群馬県桐生市広沢町1丁目2643番地の1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1名（常勤）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 サービス提供責任者 1名以上（常勤換算）（訪問介護員を兼務）
利用者に対するサービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、「訪問介護計画」の作成等を行います。
- 三 訪問介護員等 3名以上（常勤換算）（うち常勤1名以上はサービス提供責任者を兼務）
サービスの提供に当たります。

第3章 営業日及び営業時間

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとします。ただし年末年始(12/29から1/3)を除く。
- 二 営業時間 8時30分から17時30分まで。

ただし利用者から希望があり、それに対応可能な場合は上記の限りではありません。

第4章 同意と契約

第6条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第7条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援、又は要介護認定、サービス事業対象者の有無、及びその有効期間を確認することができます。

第5章 サービスの提供

第8条（指定訪問介護・第一号訪問事業の内容）

事業者は、利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の生活全般にわたり、自立支援の観点から、利用者が可能かぎり、自ら家事等を行うことができるよう、配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取り組み等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても、考慮を行います。

2 通院等ための乗車・降車の介助（訪問介護のみ）

※道路運送法第79条の3の規定に基づく自家用有償旅客運送、福祉有償運送による

第9条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、可能なかぎりその居宅において、利用者の状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

2 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その居宅サービス計画、介護予防サービス計画、及び介護予防ケアマネジメント（以下、「訪問介護計画書」という）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

4 事業者は、従業員がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

- 5 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、訪問介護計画、及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第10条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、桐生市とします。

第11条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準、又は桐生市が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額と、又は第一号訪問事業にあたっては桐生市が定める額とします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、法定代理受領サービス費の介護保険給付額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。（別表のとおり）
- 3 第8条2を利用する費用については、別表のとおり。
- 4 通常の事業実施地域を越えた地点からサービスの提供に要した交通費は、その実費を徴収します。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の実費を徴収します。
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1kmごと30円とする。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとします。

第12条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第6章 従業者の服務規程と質の確保

第13条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、己の業務に専念します。服務に当っては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第14条（衛生管理）

事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行います。

- 2 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のため次の措置を講じます。
 - 一 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年2回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - 二 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - 三 事業者において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

第15条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行います。

- 一 認知症の利用者への対応及びケア
- 二 利用者のプライバシー保護
- 三 食事介助
- 四 入浴介助
- 五 排泄介助
- 六 移動介助
- 七 清拭及び整容
- 八 口腔ケア

第16条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第7章 緊急時、非常時の対応

第17条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はご家族に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第18条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を

速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第19条（非常災害対策）

事業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めます。

- 2 管理者は、防火管理者を専任します。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検します。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を定めるものとし、事業者はこの計画に基づき年2回、避難・救出訓練等を実施します。
- 5 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

第8章 その他

第20条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第21条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。
- 3 従業者は、身分を証する書類を携行し、必要に応じて提示します。

第22条（記録の整備）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

第23条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、群馬県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、群馬県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 4 事業者は、前項の苦情等の内容について記録します。

第24条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備します。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 五 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

第25条（身体拘束等の原則禁止）

事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

第26条（業務継続計画の策定）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第27条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成15年 4月 1日 改正

平成19年 4月 1日 改正

平成19年11月 1日 改正

平成21年 4月 1日 改正

平成22年	4月	1日	改正、統一化（介護予防訪問介護・訪問介護）
平成22年	7月	1日	改正
平成24年	4月	1日	改正
平成25年	4月	1日	改正
平成25年	7月	1日	改正
平成26年	3月	1日	改正
平成26年	4月	1日	改正
平成26年10月	1日	改正	
平成27年	4月	1日	改正
平成27年	8月16日	改正	
平成27年12月16日	改正		
平成28年	4月	1日	改正
平成29年	4月	1日	改正
平成30年	4月	1日	改正
平成31年	4月	1日	改正
令和2年	12月16日	改正	
令和3年	4月	1日	改正
令和4年	10月	1日	改正
令和6年	4月	1日	改正